

## 射水市建設工事施行に関する工事監督要領

平成18年3月27日

告示第43号

### (目的)

第1条 この要領は、射水市建設工事請負契約の履行の監督に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、射水市事務決裁規程(平成17年射水市訓令第3号)、射水市会計規則(平成17年射水市規則第27号)、射水市契約規則(平成17年射水市規則第29号)、射水市水道事業処務規程(平成17年射水市企業管理規程第2号)、射水市水道事業決裁規程(平成17年射水市企業管理規程第4号)、射水市水道事業会計規程(平成17年射水市企業管理規程第11号)、契約約款、その他法令、規則等に定めのあるもののほか必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業主管部長(以下「部長」という。) 当該工事を発注した主管部長をいう。
- (2) 事業主管課長(以下「課長」という。) 当該工事を発注した主管課長をいう。
- (3) 設計図書 特記仕様書、図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (4) 契約図書 契約書及び設計図書をいう。
- (5) 検査 完成検査、出来形検査及び中間検査をいう。
- (6) 段階確認 設計図書に示された段階又は監督員が指示した工事施工途中の段階において、監督員が立会い等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

### (監督員の選任)

第3条 課長は、工事の監督業務を指揮総括するものとする。

- 2 課長は、所属の職員の中から工事ごとに監督員を選任し、受注者にその氏名を通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、課長は、工事の規模、技術的条件等により工事ごとに主務1人副主務1人の監督員を選任するものとする。選任に当たっては、工事の種類、難易度により現場経験年数等を考慮するものとする。
- 4 課長は、工事の主要な部分の確認行為等を行う場合は、必要に応じて経験豊富な職員を同行させるものとする。

### (監督の技術基準)

第4条 監督員が監督を行うに当たって必要な技術基準は、富山県が定める共通仕様書、施工管理基準、写真撮影要領、安全施工技術指針、建設工事公衆災害防止対策要綱並びにその他工事に必要な法令及び基準によるものとする。

2 監督員は、「施工プロセス」のチェックリスト(様式第1号)により監督する。  
(監督業務)

第5条 監督員は、工事請負契約の円滑な履行のために設計書、図面、仕様書(特記仕様書)、工程表その他関係書類に基づいて次の業務を行うものとする。

- (1) 受注者(現場代理人及び主任技術者等を含む。以下同じ。)に対する指示、承諾及び協議
- (2) 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等の作成及び受注者が作成したこれら図面の承諾
- (3) 使用資材届(様式第2号)(品質管理報告)の受理
- (4) 下請負、孫請負状況の確認
- (5) 契約図書に基づく工程の管理、工事の実施状況及び工事材料について現場代理人から工事段階確認申出書(様式第3号)が提出された場合について確認し、その結果を確認報告書(様式第4号)により市長に報告すること。
- (6) 関連する工事の工程等の調整
- (7) 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該処置及びその他必要な事務処理
- (8) 工程上の特記事項(中間検査及び段階確認箇所等)の施工計画書への明記の指示
- (9) 受注者から契約による部分払い請求を受けたときは、当該契約工事について部分払いの対象となる出来形部分の査定及び出来形金額明細書の作成
- (10) 検査及び工事監察の立会い
- (11) 工事成績の評定
- (12) 前各号に掲げるもののほか、課長から指示された業務及び契約図書に基づく業務等

2 監督員は受注者に対し前項の指示又は承諾を与えるときは、原則として工事打合簿(様式第6号)によって行わなければならない。

(監督員の心得)

第6条 監督員は次に掲げる事項に留意し、適正な職務の執行に努めなければならない。

- (1) 受注者に対して、工事が着手される前に設計書の内容を正確に説明し、技術的に完全な工事が遂行されるようにすること。

- (2) 受注者その他の利害関係者に対し、常に厳正公平な態度で臨むこと。
- (3) 受注者及び地元関係者等の工事関係者相互間において紛争を生じないように留意し、工事が円滑に行われるよう配慮すること。
- (4) 工事の施工について、生命、身体又は財産に関する危険等の防止並びに水及び交通の安全を確保するよう指導すること。

(施工の促進)

第7条 監督員は工程表に基づき、常に工事の適正な管理に注意し、工事の促進に努め、工事が遅延するおそれがあると認められるときは、受注者に厳重に警告し、その旨を上司に報告するとともに、必要に応じ、受注者に対し遅延を取り戻すための変更施工計画書及び変更工程表の提出を求めなければならない。

2 監督員は、天災その他やむを得ない事由によって工事の進捗が妨げられたときは、その状況及び程度を調査し、速やかに上司に報告するとともに受注者に対し必要な指示を与えなければならない。

(監督の報告等)

第8条 監督員は、前条の業務を適正に執行するため、次の事項を部長又は課長に文書等で報告するものとする。

- (1) 「施工プロセス」のチェックリストの結果
- (2) 工事施工途中の段階確認の結果(確認報告書)
- (3) 工事施工前及び工事施工途中の受注者との協議で特に必要があるもの
- (4) 工事履行報告書(様式第5号)により工事の進捗状況を市長に報告すること。
- (5) 工事打合簿(様式第6号)又は協議書(様式第7号)により工事内容の変更を伴う確認、指示、承諾及び協議をすること。
- (6) 受注者に対して措置請求を求めなければならない事項
- (7) 工事の施工が設計図書に不適合であり、その改善を請求しなければならない事項
- (8) 工事施工途中に発生した現場事故を現場事故報告書(様式第8号)により受注者に報告させること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、報告の必要を認められる重要事項

(監督に関する図書)

第9条 監督員は、次の図書(受注者から提出された図書を含む。)を作成整理して監督の経緯を明らかにしておくものとする。

- (1) 指示書、承諾書及び協議書等受注者と交換した図書

(2) 工事施工途中の検査及び段階確認等の内容を記載した図書

(3) 前2号に掲げるもののほか、監督に使用した図書

(監督の依頼)

第10条 部長(又は課長)は、工事について必要があるときは、業務依頼協議書(様式第9号)により専門的な知識又は技能を有する職員の所属する部(又は課)の部長(又は課長)に管理・監督を依頼することができる。

2 前項の規定により依頼を受けた部長(又は課長)は、業務依頼回答書(様式第10号)により、承諾するものとする。

(監督の委託)

第11条 課長は、前項にかかわらず特に専門的な知識若しくは特殊な技能を必要とする工事又は他の理由により必要と認められる場合は、市長又は部長の承認を得て市の職員以外の者(以下「委託監督員」という。)に監理・監督を委託することができる。

2 課長は、委託監督員に監督を行わせるときは、その監督の結果について調査その他監督内容を明確にした書類を提出させるものとする。

3 課長は、第2項の規定により委託監督員に監督を行わせるときは、必要に応じて本市の監督員を立ち合わせることができる。

(工事成績評定書)

第12条 監督員及び担当係長は、工事完成後直ちに射水市建設工事施行に関する工事成績評定要領(平成18年射水市告示第44号)に基づき適正かつ公正に評定し、検査員に工事成績評定書を提出しなければならない。

(兼職の禁止)

第13条 監督員は、担当工事の検査員を兼ねることができないものとする。ただし、次の場合に該当するときは、この限りでない。

(1) 災害その他の異常事態の発生により監督員以外の者をその工事の検査員に命ずることが困難であるとき。

(2) 維持修繕に関する工事で、工事の施工後、直ちに検査を行わなければ工事の完成等の確認が著しく困難となるとき。

(手続等の省略)

第14条 特殊な工事、軽易な工事又は、緊急を要する工事については、この要領の手続の一部を省略することができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。